

行政資料 pickup!

感染防止対策の継続支援について

2021年9月28日、厚生労働省保険局医療課は「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その63)」と題する事務連絡を发出了しました。今般の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、特に手厚い感染症対策が必要であること等を踏まえて実施されてきた小児の外来診療等に係る特例的な評価については、10月診療分から令和4年3月診療分まで以下の取扱いとなります。

変更

6歳未満の乳幼児に対して小児特有の感染予防策※を講じた上で外来診療等を実施した場合初再診にかかわらず患者毎に以下の点数を特例的に算定できる

令和3年9月診療分まで

医科：100点
歯科：55点
調剤：12点



令和3年10月診療分～令和4年3月診療分まで

医科：50点
歯科：28点
調剤：6点

※「小児の外来診療におけるコロナウイルス感染症2019(COVID-19)診療指針」を参考に感染予防策を講じた上で保護者に説明し同意を得ること

一方、令和3年4月から算定可能となった以下の感染症対策実施加算は、当初の予定通り9月末をもって廃止されました。

廃止

必要な感染症対策を講じた上で診療等を実施した場合、令和3年4月診療分から9月診療分まで

- ・医科外来等感染症対策実施加算：1回あたり5点加算
- ・歯科外来等感染症対策実施加算：1回あたり5点加算
- ・調剤感染症対策実施加算：1回あたり4点加算
- ・訪問看護感染症対策実施加算：30回につき1,500円加算
- ・入院感染症対策実施加算：1日につき10点加算

その他、「新型コロナ患者の診療に係る診療報酬上の特例的な対応の拡充」として、以下の診療報酬が算定可能となりました。

拡充

外来

- ◆ 疑い患者への外来診療の特例拡充 <令和4年3月末まで>
院内トリアージ実施料の特例300点→550点
※ 診療・検査医療機関に限定、自治体HPでの公表が要件
- ◆ コロナ患者への外来の特例拡充
ロナプリーブ投与の場合:950点→2,850点(3倍)
その他の場合 :950点

調剤

- ◆ 自宅・宿泊療養者への緊急の訪問/電話等による服薬指導への特例拡充
訪問:500点/電話等:200点
- ◆ 自宅・宿泊療養者の服薬状況の医療機関への文書による情報提供の特例
30点(月1回まで)→算定上限撤廃

そして新たに「令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金」が新設されました。

新設

補助基準額 (上限額)	病院・有床診療所(医科・歯科)	10万円上限
	無床診療所(医科・歯科)	8万円上限
	薬局、訪問看護事業者、助産所	6万円上限
対象経費	<p>令和3年10月1日～12月31日までに新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策に要した次の経費(従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く)</p> <p>賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	
申請手続	令和3年11月1日(予定)から 令和4年1月31日	
申請方法	<p>事業に要する費用が確定(物品であれば納品が完了し、費用が確定)してからインターネットを利用した電子申請 厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21485.html</p>	
申請内容	<p>電子申請により、基本情報(施設名称、施設類型、代表者職名・氏名、連絡先、振込先等)及び感染拡大防止対策に要した費用(品目、数量、金額等)を入力 ※領収書等の証拠書類の提出は省略するが交付決定から5年間の保管が必要</p>	
補助金の交付決定等	<p>申請についての審査が行われ、補助金の交付を決定した医療機関等には「交付決定及び交付額確定通知書」が郵送され、請求書に記載の金融機関へ振込が行われる</p>	
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 本補助金を活用し30万円以上(地方公共団体は50万円以上)の機械、器具及びその他の財産を取得した場合、当該財産を耐用年数より前に補助金の目的外に使用することや、譲渡、交換、貸付、担保、廃棄する場合には厚生労働大臣の承認が必要になり、内容によって補助の全部又は一部の返納が求められる 本補助金の申請は1回限りのため、申請漏れ等ないように確認すること 同一の物品等に対して本補助金と他の補助金を重複して受けとることは不可 	
申請に関する相談先	<p>厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンター 電話：0120-336-933(平日 9:30～18:00)</p>	

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その63)」(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000837003.pdf>

「感染防止対策の継続支援」の周知について (厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000836869.pdf>

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その31)」(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000705761.pdf>

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その35)」の一部訂正について(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000761560.pdf>

「令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金」のご案内(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000840772.pdf>

を加工して作成

本資料は、2021年10月13日時点の情報に基づき、編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。
本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

発行：武田テバファーマ株式会社 エクスターナルリレーションズ

@2021・10 資材番号：GP-22

Teva Takeda Pharma Ltd.